



福岡医発第 3009 号（地）
令和 5 年 2 月 3 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
（公 印 省 略）

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの限定出荷の解除について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの供給について、当面の間出荷量の調整が行われることは、令和 3 年 12 月 22 日付福岡医発第 2638 号（地）等をもってご連絡しました。

今般、厚生労働省より日本医師会を通じて、エンセバック皮下注用（KM バイオロジクス株式会社）が令和 4 年 9 月 1 日から、ジェービック V（阪大微生物病研究会）が令和 5 年 1 月 5 日から限定出荷が解除された旨、別添のとおり周知依頼がありました。

また、医療機関に対しては、十分な量のワクチンの供給がされているものの、引き続き必要量に見合うワクチンを購入するよう依頼されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、厚生労働省より卸売販売業者に対しては、前年に取引実績がない医療機関から発注があった場合に、取引実績がないことを理由に当該医療機関がワクチンの購入において不利になることがないように配慮が依頼されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

日医発第 1993 号(健Ⅱ)
令和 5 年 1 月 23 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菴 敏

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの限定出荷の解除について

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン（エンセバック皮下注用及びジェービック V）の限定出荷については、「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの定期の予防接種に係る対応について」（令和 3 年 1 月 19 日付（健Ⅱ 434F））、「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの供給について（更新情報）」（令和 3 年 6 月 29 日付（健Ⅱ 175F）、令和 3 年 12 月 15 日付（健Ⅱ 450F））をもってご連絡いたしました。

今般、エンセバック皮下注用が令和 4 年 9 月 1 日から、ジェービック V が令和 5 年 1 月 5 日から限定出荷が解除された旨、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛標記の事務連絡がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本事務連絡では、十分な量のワクチンの供給がされているものの、引き続き必要量に見合うワクチンを購入するようお願いしております。

また、令和 5 年 1 月以降も安定的に供給される見込みであることを踏まえ、市区町村に対しては日本脳炎の定期接種について、令和 5 年度の対象者への個別通知及び令和 4 年度の個別通知対象者のうち接種を行っていないものの引き続き定期接種の対象である者への再度の個別通知の検討を依頼しております。

一方、卸売販売業者に対しては、前年に取引実績がない医療機関から発注があった場合に、取引実績がないことを理由に当該医療機関がワクチンの購入において不利になることがないよう配慮をお願いしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和5年 1月 19日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの限定出荷の解除について

標記について、今般、別添のとおり、都道府県衛生主管部（局）宛てに事務連絡を発出したところです。

関係各位におかれましては、別添について、貴管下の会員各位に対し周知するとともに、定期接種の円滑な実施について、引き続き関係者との連携に努めていただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和5年 1月 19日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの限定出荷の解除について

現在、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン（以下「日脳ワクチン」という。）の定期接種には、阪大微生物病研究会（以下「ビケン」という。）が製造販売する製剤（販売名：ジェービックV）及びKMバイオロジクス株式会社（以下「KMB」という。）が製造販売する製剤（販売名：エンセバック皮下注用）が使用されています。

日脳ワクチンの供給については、「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの定期の予防接種に係る対応について」（令和3年1月15日付健健発0115第1号）、「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの供給について（更新情報）」（令和3年6月25日付厚生労働省健康局健康課事務連絡）及び「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの供給について（更新情報）」（令和3年12月10日付厚生労働省健康局健康課事務連絡）において見通しをお示ししており、令和3年1月からビケン及びKMBの両社が限定出荷を行ってきました。

今般、日脳ワクチンの安定供給の目処が立ったことから、KMBについては令和4年9月1日から限定出荷を解除しており、ビケンについても令和5年1月5日から限定出荷を解除していますので、お知らせいたします。

引き続き、日脳ワクチンの定期接種の円滑な実施に資するため、下記について十分に留意いただいた上で、関係者との連携に努めていただきますようお願いいたします。

記

1. 日脳ワクチンの供給量の現状と今後の見込み

日脳ワクチンについて、供給量の実績と見込みは以下の表に示すとおりであり、

- ・ 令和3年度は、約300.3万本がビケン及びKMBから供給されました。
- ・ 令和4年度は、令和4年4月から12月までに約374.1万本がビケン及びKMBから供給されました。また、令和5年1月から3月にかけて、さらに約192.0万本がビケン及びKMBから供給される見込みです。
- ・ 令和5年度は、約494万本がビケン及びKMBから供給される見込みです。

【令和4年12月時点のビケン及びKMBからの供給実績又は供給見込み】

	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	計
令和3年度	27.4万本	60.8万本	69.7万本	142.4万本	300.3万本
令和4年度	134.6万本	161.8万本	77.7万本	192.0万本	566.1万本
令和5年度	110.5万本	130.0万本	136.5万本	117.0万本	494.0万本

■：供給実績、□：供給見込み

2. 日脳ワクチンの定期接種に係る対応について

日脳ワクチンについて、標準的な接種期間は、

- ・ 第1期初回として、3歳に達したときから4歳に達するまでの期間に2回
- ・ 第1期追加として、4歳に達したときから5歳に達するまでの期間に1回
- ・ 第2期として、9歳に達したときから10歳に達するまでの期間に1回

とされています。

ワクチンについては、令和5年1月以降も安定的に供給される見込みであることから、ワクチンの供給量を理由として接種を控える必要はありません。

つきましては、円滑な定期接種の実施に資するため、下記の（１）～（３）について、貴管下市町村、貴管内関係団体、関係機関等へ周知するとともに、日脳ワクチンの円滑な流通について、引き続き、関係者との連携に努めていただきますようお願いいたします。

（１）市町村の対応について

引き続き2022（令和4）年度の個別通知を行う際には、通常の接種対象者に加えて、接種をお待ちいただいていた2021（令和3）年度の1期追加及び2期の接種対象者にも合わせて通知してください。

2022（令和4）年度に個別通知を行う対象の詳細については、以下の表を参照ください。

【令和4年度に個別通知を行う対象について】

	1期	1期追加	2期
2022（R4） 年度	○2019（H31、R1）年度 生まれ	○2017（H29）年度生まれ <u>（2021年度の1期 追加対象者）</u> ○2018（H30）年度生まれ	○2012（H24）年度生まれ（2021 <u>年度の2期対象者）</u> ○2013（H25）年度生まれ <特例対象者> ○2004（H16）年度生まれ ○実施可能な範囲で、2005、 2006（H17、18）年度生まれで、 1期及び1期追加の接種を完了 した者
<参考情報>			
2021（R3） 年度	○2018（H30）年度生まれ	個別通知なし	<特例対象者> ○2003（H15）年度生まれ

また、2022（令和4）年度の日脳ワクチンの接種率等を踏まえて、必要に応じて2023（令和5）年度の接種対象者への個別通知と同時に、2022（令和4）年度の個別通知対象者のうち、接種を行っていないものの、引き続き定期接種の対象者である者に対して、再度個別通知を行うこと等を検討するようお願いします。

（2）医療機関等の対応について

令和4年度は十分な量のワクチンの供給ができていますが、引き続き必要量に見合う日脳ワクチンの購入をお願いします。

（3）卸売販売業者の対応について

卸売販売業者においては、新規開設等により前年に自社と取引実績がない医療機関から発注があった場合にも、取引実績がないことを理由に当該医療機関が日脳ワクチンの購入において不利になることがないよう配慮をお願いします。